

市長部局

令和 7 年

北秋田市監査委員公告 第 3 号

定期監査の結果に対する改善措置状況について

令和 6 年度定期監査について、北秋田市長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和 7 年 4 月 28 日

北秋田市監査委員 柴 田 榮 則

北秋田市監査委員 成 田 義 人

北秋田市監査委員 佐 藤 文 信

定期監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況
1. 自動販売機設置と行政財産の目的外使用について (1) 使用許可の決定及び徴収金の適正化 行政財産については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 238 条の 4 第 1 項の規定により、貸付けや私権の設定等を原則禁止しているが、例外として同条第 7 項に「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と行政財産の目的外使用許可を定めている。したがって、本市においても行政財産に清涼飲料水等の自動販売機を設置する場合は、同第 7 項を根拠に北秋田市財務規則（平成 17 年北秋田市規則第 38 号。以下「財務規則」という。）第 184 条に規定する範囲内で、同規則第 185 条の手続きによるものとしているが、そのことは職員間においてもおおむね理解されていると感じた。 しかし、①今回監査した行政財産 64 施設のうち 22 施設（許可件数 23 件）で、翌年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）を使用期間とする許可を前年度中に財務規則第 185 条第 2 項に基づく決定をし、合わせて同条第 4 項の「行政財産使用許可書（様式第 93 号）」を交付していた。 使用許可を決定して許可書を交付する場合は、その使用料は税等とは違い納期の一定していない随時の収入で、かつ納入通知書を発行して納入させる収入となるため、許可を決定（原因の発生）した地点で財務規則第 28 条第 3 号による収入調定を要するがその起票はされておらず、すべての収入調定及び納入通知書の発行が翌年度になっていた。 このように一連の事務処理が年度をまたぐ場合は、その処理と関連する規程や要綱、基準あるいは自治法第 208 条に定める「会計年度独立の原則」等に反する可能性が高まりやすいた	（財政課） 財務規則第 28 条第 3 号のとおり、臨時の収入で納入通知書を発するものは、原因の発生したときに調定処理をすることになっております。 当該事例では、許可の決定を原因の発生としているが、交付される許可書の中で、許可期間を明示することで、許可期間の開始日が原因の発生日として取り扱うことができるものと認識しておりますし、ご指摘のとおり、前年度中に許可申請書を受理し、4 月 1 日に許可を決定することも妨げるものではないので、適宜対応できるものと認識しております。 例として、許可書の発行日（許可の決定）が前年度の 3 月 20 日であっても、当該許可書の中で許可期間を翌年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までと明記している場合の原因の発生日、つまり収入調定日は翌年度 4 月 1 日で取り扱いが可能となります。 また、当市財務規則第 184 条第 2 号にあるとおり、当市では「行政財産の使用許可期間は原則 1 年を超えることができない。ただし、更新を妨げない。」とありますが、複数年での許可申請に対する許可の場合も、許可書に許可期間を明記するとともに、各年度の 4 月 1 日を原因の発生として収入調定を行うことで対応が可能であると認識しております。 次に、使用料等の請求回数については、当市財務規則には行政財産の徴収方法についての定義はないものの、第 188 条第 5 号では毎年度定期にこれを納めさせるものとする。とあるので、これを準用する形になっていると思われるが、統一した事務処理については今後の検討課

め、本件のような場合には、随意契約に係る見積書の徴集と同様、財務規則第 185 条第 1 項に定める「行政財産使用許可申請書（様式第 91 号）」を前年度中に受理し、予め準備を進めたうえで翌年度の開始日（4 月 1 日）に許可を決定し、合わせて許可書の交付と使用料に係る収入調定及び納入通知書の発行といったいわゆる年度開始前準備行為も可能と思われるので検討されたい。 なお、当該使用料が属する会計年度は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 142 条第 2 号の適用となるが、すべて適正となっていた。 次に、②設置した自動販売機にかかる電気料金は、自動販売機等の設置にかかる使用料等の算定基準について（平成 19 年 4 月 1 日より適用）第 5 条第 1 号により設置者の負担となっており、許可施設のすべてにおいて適正に処理（徴収）されていたが、施設の電気を使用している自動販売機（13 施設、許可件数 16 件）について、設置者への年間の請求回数等を聞き取り調査したところ、毎月請求もあれば年 1 回請求もあるといった事務処理の違いが確認された。 同様の事務処理が所管の担当等により差異があることは、全庁的な事務のあり方が問われることにつながるため、今後はルール化を図るなど統一感をもった事務となるよう検討されたい。	題にしたいと考えております。
(2) 指定管理施設の取扱い 行政財産には指定管理施設も含まれ、当然財務規則第 184 条及び第 185 条が適用されるものの、今回監査した自動販売機を設置している指定管理施設 17 施設すべてにおいて同規則第 185 条の手続きがされておらず、結果として設置根拠が不明確で無許可の状態となっていた。 したがって、現状から判断すると現に設置しているものは指定管理者の承諾によるものと推察されるが、指定管理施設の目的外使用許可は自治体の長の権限とされ、指定管理者が行うことはできない。このことは北秋田市指定管理	（総合政策課） ご指摘のとおり、指定管理者制度導入施設における行政財産の目的外使用許可は指定管理者に行わせることができない（「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成 15 年 7 月 17 日付総行行第 87 号総務省自治行政局通知））こととなっており、北秋田市指定管理者制度運用に関するガイドライン（平成 24 年 4 月 1 日制定）8（4）にもそのことを明示しております。 今後、指定管理者制度導入施設において行政財産の目的外使用が予定される場合には、北秋

者制度運用に関するガイドライン（平成 24 年 4 月 1 日制定。以下「指定管理ガイドライン」という。） 8（4）にも明示されているので、改めて指定管理ガイドラインや関係法令、規則等を確認のうえ、早期に無許可状態を解消するとともに適正な事務による適正な施設の運営に改められたい。	田市財務規則第 185 条の規定に基づき適正な手続きを行うよう指定管理者制度導入施設所管部署に対して周知徹底を図り、早期に事案の解消に努めます。
2. 支出における支払遅延防止について 福祉課が発注した修繕において、法定の支払時期を超過した事例があった。当該事例は 50 万円を超えない契約となることから、財務規則第 121 条第 2 項の規定に基づき、契約書に代えて「請書」による発注としたが、完了後の確認や検査、対価の支払時期等（以下「契約事項」という。）が明示されていなかった。 自治体が当事者の一方となる契約で、当該自治体以外の者がなす工事の完成や作業、その他の役務給付又は物件の納入に対して当該自治体が支払う対価については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）を準用することになっており、本件のように契約事項に定めがない場合の支払時期は、同法第 10 条に「相手方が支払請求をした日から 15 日以内の日」と定めたものとみなすと規定されている。 本件の場合は、相手方が請求した日から支払いまで 21 日間を要しており、今後は同法や関係する規程、契約事項等を確認し、適正な執行となるよう努められたい。	（福祉課） ご指摘の件については、今後、市財務規則及び関係法令等に則り、遅滞なく適切に事務処理するよう徹底し、再発防止に努めます。